

原子力機構 使用施設 許認可予定

令和2年3月19日

拠点名： 原子力科学研究所

No.	申請種別	申請概要	申請時期	希望許可・認可時期	左記の理由	備考
1	使用変更許可申請の補正	7月31日に申請した使用変更許可について記載事項の明確化、添付書類Ⅰの記載の追加等（規制庁コメント反映）のため補正を行う。	R1.12	R2.3	今年度中に計画した受託業務、廃止措置等をできる限り対応するため	
2	保安規定変更認可申請	ホットラボ、バックエンド研究施設、JRR-4、放射性廃棄物処理場において、7月31日に申請した使用変更許可（1月17日一部補正）に係る変更を行う。	R2.4	R2.6	今年度実施計画に基づき可能な限り対応するため	・認可時期は、新検査制度に伴う保安規定変更前を希望
3	保安規定変更認可申請	原電の高台への緊急時対策所等の設置、防潮堤の設置等に伴う周辺監視区域境界の変更	R2.3	R2.4	工事の進捗に合わせて変更が必要なため	
4	保安規定変更認可申請	原電の高台への緊急時対策所等の設置、防潮堤の設置等に伴う周辺監視区域境界の変更	R2.5	R2.9	工事の進捗に合わせて変更が必要なため	
5	保安規定変更認可申請	新検査制度施行に伴う変更	R2.4	—	—	
6	使用変更許可申請	JRR-3の耐震補強に伴う記載の変更を行う。	R2.5	—	記載の変更が必要なため。	
7	使用変更許可申請	燃料試験施設、廃棄物安全試験施設、バックエンド研究施設及び第4研究棟において、1F燃料デブリの取扱いに係る変更等を行う。	R2.5	R2.10	1F燃料デブリ取扱いに向けた対応のため	

原子力機構 使用施設 許認可予定

令和2年3月19日

拠点名：核燃料サイクル工学研究所

No.	申請種別	申請概要	申請時期	希望許可・認可時期	左記の理由	備考
1	保安規定変更認可申請	Pu-2 GBN0.D-30の制限量の変更を行う。	R2.4	—	—	・上記の許可取得後。許可に合わせて、制限量の表を変更する。
2	使用変更許可申請	J棟において、回収ウランの使用に係る変更を行う。	R2.4	R2.6	回収ウランの詰め替えを進めるため。	
3	使用変更許可申請	A棟に隣接する第一機械室には、A棟非管理区域の冷暖房用に使用していた送風機が設置されている。この冷暖房機能は現在使用しておらず、また、今後も使用予定はないため、核燃料物質使用変更許可申請書から当該設備の記載を削除する。		—	—	
4	使用変更許可申請	Pu-2のGBNo.F-1、W-9解体・撤去完了に伴う関連する記載の削除を行う。	R2.8	—	—	・施設検査(R2.3.9受検)合格後
5	使用変更許可申請	燃料製造機器試験室の管理区域解除に伴う同施設に係る記載の削除を行う。	R2.4	—	—	
6	使用変更許可申請	Pu-1のGB内装置の撤去に伴う関連する記載の削除を行う。	R2.4	—	—	GBNo.98A内に設置している「熱処理炉」、GBNo.98B内に設置している「ガスクロマトグラフ」、GBNo.98C内に設置している「比表面積測定装置」の削除

7	保安規定変更認可申請	Pu-2のGBNo.F-1、W-9解体・撤去完了に伴う関連する記載の削除を行う。	R2.9	—	—	・施設検査(R2.3.9受検)合格後の変更の許可後
8	保安規定変更認可申請	Pu-3のGBを解体前廃棄物一時保管設備へ変更することに伴う記載の追加及び臨界管理ユニットの表からの削除を行う。	R2.9	—	—	・施設検査(R2.3.30受検)合格後
9	保安規定変更認可申請	新検査制度導入に係る変更を行う。	R2.4	—	—	
10	使用変更許可申請	CPF施設において、デブリ受入れに係る変更を行う。	R2.6	R2.12	R3.1から福島原発から試料(デブリ)を受入れて分析を行うため	
11	使用変更許可申請	廃炉国際共同センターからの依頼に基づき、Pu-3において、非破壊測定試験を実施するため、使用の設備及び使用の方法を追記する変更を行う。	R2年度（現在、廃炉センターとスケジュール調整中）	—	—	
12	使用変更許可申請	Pu-2に貯蔵している残存核燃料物質封入棒集合体をPu-3に貯蔵するため、使用の方法等を追記する変更を行う。	R2.8			
13	保安規定変更認可申請	PWSFに係る記載の削除を行う。	R2年度後半	—	—	・管理区域解除後

原子力機構 使用施設 許認可予定

令和2年3月19日

拠点名： 大洗研究所

No.	申請種別	申請概要	申請時期	希望許可・認可時期	左記の理由	備考
①北地区・使用変更許可申請						
1	(北地区) 使用変更許可申請 (共通編 & JMTR編)	JMTRの炉の運転が行われないことから、照射試験及び照射後試験の削除を行う	R2.4	R2.8	照射試験が行われないため、実態に合わせる。	JMTR及びホットラボの案件をまとめて申請
2	(北地区) 使用変更許可申請 (ホットラボ編)	使用目的の変更及び安重評価の追記	R2.4	R2.8	使用の目的を実態に合わせる。	
3(追加)	(北地区) 使用変更許可申請 (施設編 燃料研究棟)	未使用Pu酸化物が収納されている容器の開封点検を実施するため、一部のGBについて、使用の方法及び最大取扱量の変更を行う。	R2.9	R2.12	保有核燃料物質の搬出準備を速やかに開始するため。	
4(追加)	(北地区) 使用変更許可申請 (施設編 安全管理棟)	使用場所の見直しのため、変更を行う。	R2.10	令和2年度内	使用場所を実態に合わせるため。	上記、「3」との合本申請を検討
②南地区・使用変更許可申請						
1	(南地区) 使用変更許可申請	1F燃料デブリ受入れのための変更及び以下の設備の削除に係る変更申請を行う。 ・GB 1基 (AGF) ・分析装置 1基 (FMF) ・線源保管庫 1基 (FMF)	R2.3予定	可能な限り早期	1F燃料デブリの払い出しスケジュールに対応するため。	対象施設は、FMF及びAGF
2(追加)	(南地区) 使用変更許可申請	燃研棟開封点検等に関する記載を削除する。	R2年度下期		燃研棟の開封点検等作業が修了するため。	対象施設は、AGF

③北地区・使用施設保安規定変更認可申請						
1	(北地区) 使用施設保安規定変更認可申請	新検査制度に対応するための変更を行う。	R2.4	可能な限り早期	R2.4.1施行の改正法に、早期に対応するため。	
2	(北地区) 使用施設保安規定変更認可申請 (JMTR編&ホットボ編)	使用変更許可申請 (No.1及びNo.2) の内容を反映するための変更を行う。	R2.9 (新検査制度の申請がされるため、その次をお願いする)		変更許可を申請するため、その内容に合わせた保安規定に変更する	使用の許可が下り、新検査制度の認可後、申請予定
3(追加)	(北地区) 使用施設保安規定変更認可申請 (第7編 燃料研究棟の管理)	「一時的な保管状態にある核燃料物質の管理」の改善に伴い、第18条の2を削除する変更を行う。	R2.6末頃	R2.8頃	保安規定に基づく管理を実態に合わせるため。	燃料研究棟
④南地区・使用施設保安規定変更認可申請						
1	(南地区) 使用施設保安規定変更認可申請	MMF-2無停電電源設備の復旧に伴う核燃料物質使用制限の解除 (第74条の4の削除) を行う。	R2.4 (新検査制度対応と合わせて実施)	可能な限り早期	MMF-2での核燃料物質の取扱いを速やかに再開するため。	
2	(南地区) 使用施設保安規定変更認可申請	新検査制度に対応するための変更を行う。	R2.4	可能な限り早期	R2.4.1施行の改正法に、早期に対応するため。	
3(追加)	(南地区) 使用施設保安規定変更認可申請	燃研棟開封点検等に関する記載 (第74条の3) を削除する。	R2年度下期		燃研棟の開封点検等作業が修了するため。	AGS、FMS

原子力機構 使用施設 許認可予定（令和元年度）

令和2年3月19日

拠点名： 人形峠環境技術センター

No.	申請種別	申請概要	申請時期	希望許可・認可時期	左記の理由	備考
1	加工の事業に係る廃止措置計画認可申請書の一部補正	加工施設において、H30.9.28に申請し、R1.8.9に一部補正した申請書の一部補正を行う	R2.1.16			3.18の原子力規制委員会の結果を踏まえて、今後の対応を調整。
2	核燃料物質加工施設保安規定の変更認可申請の一部補正	加工施設において、H30.11.30に申請し、R1.8.9に一部補正した申請書の一部補正を行う	R2.1.16			3.18の原子力規制委員会の結果を踏まえて、4.1付けで取り下げて、新検査制度の施行に伴う対応を優先する方向で検討中。

令和元年度における使用変更許可申請及び使用施設保安規定の変更認可申請の予定はない。

原子力機構 使用施設 許認可予定（令和2年度）

拠点名： 人形峠環境技術センター

No.	申請種別	申請概要	申請時期	希望許可・認可時期	左記の理由	備考
1	加工の事業に係る廃止措置計画(変更)認可申請	法令改正に伴う変更を行う	調整中		対応検討中のため	3.18の原子力規制委員会の結果を踏まえて、今後の対応を調整。
2	核燃料物質使用施設保安規定の変更認可申請	新検査制度の施行に伴う変更を行う	R2.4.1		特になし	
3	核燃料物質加工施設保安規定の変更認可申請	新検査制度の施行に伴う変更を行う	R2.4.1		特になし	3.18の原子力規制委員会の結果を踏まえて、4.1付けで取り下げて、新検査制度の施行に伴う対応を優先する。
4	核燃料物質使用変更許可申請	濃縮工学施設において、使用を終了したウラン濃縮試験設備（遠心機、処理設備）を停止機器にし、解体撤去を行うための変更を行う	R2.9頃	R2.12	R3.4からウラン濃縮試験設備の解体撤去を開始する必要があるため	
		開発試験棟において、分析装置の更新及び新規設置するための変更を行う			R3.4から分析装置の更新及び新規設置を行う必要があるため	
5	核燃料物質使用施設保安規定の変更認可申請	核燃料物質使用変更許可（R2.9頃申請）を踏まえた保安規定の変更を行う	R2.12頃	R3.3	R3.4からウラン濃縮試験設備の解体撤去を開始する必要があるため	